

令和7年10月2日

◆おだ幸子委員

公明党のおだ幸子です。よろしくお願いいたします。

私からは、県民の安全・安心な暮らしを守り、持続可能な社会を実現するためには、限りある資源の有効活用と廃棄物の適正処理が必要だと考えます。特に近年、経済活動の再拡大や災害の多発、さらにはプラスチックごみや食品ロスの問題が、地域社会や環境への大きな課題となっています。

そこで、まず初めに、資源循環の推進と廃棄物対策の強化、プラスチック削減、そして食品ロス削減の取組について、県の現状と今後の方針を伺います。

まず、資源循環の推進について伺います。

産業廃棄物の排出量は減少傾向にありますが、近年はコロナ禍からの回復や経済活動の再拡大により、再び増加するリスクも指摘されています。

そこで、お伺いします。産業廃棄物の排出量は減少傾向にありますが、経済活動の再拡大による増加リスクをどのように管理していかれるのでしょうか。

◎資源循環推進課副課長

循環型社会づくり計画の改定時に県が行いました将来推計では、今後、本県の産業廃棄物の排出量は、2030年度には2019年度比で1.8%増加し、1,841万トンになると予測しております。産業廃棄物の排出量は、経済活動の状況に影響を受けるため、大きく抑制することは困難であると考えておりますが、産業廃棄物を多量に排出する事業者を対象に実施する説明会などで事業者へ働きかけ、サプライチェーン全体を通じて産業廃棄物の排出をできる限り減らす取組を促進いたします。あわせて、産業廃棄物の再生利用率を向上させる取組や、最終処分量を減少させる取組により、全体として環境負荷を低減させることが重要です。そのため、こうした取組の好事例を主に事業者を対象としたフォーラムや県のホームページで共有するなど、製品の製造から廃棄に至るまでのライフサイクル全体において資源循環が徹底されるよう、様々な機会を捉えて事業者の取組を促進してまいります。

◆おだ幸子委員

大量に廃棄される事業者・団体対象にいろいろな取組をされているということが分かりました。また、資源循環を進める上では、再生可能な素材ですとか、再利用しやすい資源の転換が重要かと考えますけれども、特に中小の事業者さんにとっては、技術導入ですとかコスト面の負担が課題となっているのではないかと思います。リニューアブル資源への転換を推進するに当たって、事業者への技術導入支援やコスト軽減策はどのように進めていかれるのでしょうか。

◎資源循環推進課副課長

国では、化石由来資源からバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業や再生可能資源由来素材の製造設備の導入に対する補助メニューなどがござ

います。県では、このような補助制度の活用につきまして、様々な機会を捉えて周知するほか、主に事業者を対象としたフォーラムにおきまして、プラスチック代替素材についての先進的な取組を共有するなどしております。さらに、先行会派への答弁とも重複いたしますが、今年度は環境中で分解されやすい生分解性プラスチックや植物等の有機資源を原料とするバイオマスプラスチック製品、こちらの開発につきましてベンチャー企業が行う実証事業との連携を検討しております。

◆おだ幸子委員

分かりました。

次に、今本当に自然災害が多発をしているんですけれども、災害廃棄物の処理も大きな課題ではないかなと考えます。例えば、能登半島地震などの事例から学ぶべき点も多いかと思うんですけれども、災害廃棄物対策につきまして、能登半島地震等の事例を踏まえた課題と改善策についてお伺いします。

◎資源循環推進課副課長

昨年1月の能登半島地震や、8月に発生し南海トラフ地震臨時情報が発表されました日向灘を震源とした地震など、近年、自然災害による被害が各地で頻発しており、災害への対応力強化が求められております。こうした災害に伴って発生しました廃棄物を迅速に処理するためには、初動対応におきまして仮置場を適切に設置し運営していくことが重要と言われておりますが、本県では、市町村を含め災害廃棄物の対応を実際に経験した職員が少ないため、対応を担う人材の育成が課題となっております。

そこで、県では、令和6年度より県内市町村の職員などを対象に、仮置場の設置・運営、災害廃棄物の搬出までの一連の流れを実践する訓練を開催し、災害対応力の強化に努めております。今後も、市町村や関係団体のニーズを踏まえ、訓練や勉強会を開催することなど、平時からお互いに顔の見える関係を構築し、災害発生時に円滑かつ迅速に災害廃棄物が処理できる体制づくりを進めてまいります。

◆おだ幸子委員

令和6年から市町村の職員対象に、実際に想定した訓練をやっている、横の連携も促進しているということで、これは本当にいい取組ではないかなと思います。

続きまして、プラスチック資源循環についてお伺いいたします。

世界的にもプラスチックごみの削減は喫緊の課題となっており、本県としても早急な対応が求められております。

そこで、伺います。ペットボトルの水平リサイクルの進捗状況と課題について教えてください。

◎資源循環推進課副課長

ペットボトルリサイクル推進協議会によりますと、全国における2023年度の

ペットボトルの水平リサイクル率は 33.7%となっておりまして、年々着実に増加しております。一方、水平リサイクルにおける課題につきましては、全国清涼飲料連合会によりますと、異物の混入、中でもペットボトルの飲み残しがありますと水平リサイクルに支障が生じるということがございます。これは、中に残っている液体が食品でない可能性があることや、リサイクル施設での圧縮時に中身が飛び散ってリサイクルの品質を落としてしまうということが一因となっております。

そこで、県としましては、飲み残しを減らすことが水平リサイクル率向上のために有効であることをホームページで周知するなど、さらなるリサイクル促進を図ってまいります。

◆おだ幸子委員

飲み残しをなくすために、きちんと洗って捨てるという部分、大事だということを改めて認識させていただきました。

また、焼却についてなんですけれども、今、焼却については、熱回収に依存している部分が多いと思うんですが、より高度な資源循環を実現するための施策が必要だと考えます。そこで、熱回収への依存を低減するための具体的な方策について伺います。

◎資源循環推進課副課長

熱回収を低減させるためには、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルを促進していくことが重要であり、そのためには複数の素材を組み合わせることで、より優れた特性を持つ複合素材プラスチック等の高度なリサイクル技術を向上させる必要がございます。また、国は、再資源化事業等高度化法におきまして、より高度な技術を用いて有用なものの分離や再生資源の回収を行う再資源化事業を促進するため、再資源化事業等の高度化に係る認定制度を創設いたしました。具体的内容につきましては、現在国において検討中でございますが、国によりますと、最新の知見を踏まえ、迅速に再資源化事業を行おうとする事業者を認定するとともに、先進事例に関する知見を蓄積し、同様の事業を全国に波及させるとしておりますので、このような情報を関係する事業者に提供するなどの支援を行ってまいります。

◆おだ幸子委員

認定制度、じゃ、これから国のほうでということ、しっかり周知を図っていただきたいなと思います。

続きまして、ワンウェイプラスチック削減における神奈川県独自の取組はございますでしょうか。

◎資源循環推進課副課長

県は、令和2年7月に神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会を創立し、令和4年度から神奈川県ワンウェイプラ削減オンラインフォーラムを毎年開催するなど、ワンウェイプラスチックの削減と代替製品への転換等を推進してまいり

ました。県の率先実行の取組といたしましては、本庁舎で販売されるお弁当の容器、こちらを環境に配慮した素材のものに替えたほか、県主催イベント等で使用するノベルティーやプラスチック製容器等の脱プラ化について全庁に呼びかけを行っております。

◆おだ幸子委員

今のお弁当の件もそうですけれども、先ほどのペットボトルの水平リサイクルの課題もそうなのですが、伝えていく、そうすることで環境に対する意識がみんな高まってきているので、正しく伝えていくということを引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、食品ロス問題についてお伺いいたします。

物価高騰や生活困窮などを背景に、食品の有効活用やフードバンク活動の重要性がますます高まっております。そこで、フードバンク活動の支援拡大について具体的な事例をお伺いいたします。

◎企業連携・SDGs推進担当課長

まず、全国初の取組として、2024年3月に、食品会社から寄附された冷凍・冷蔵のロス食品をこども食堂などに提供する仕組みづくりを行いました。これまでフードバンクへの寄附は、缶詰ですとかレトルトなど常温保存が可能な食品が多く、肉などの冷凍・冷蔵のロス食品は、ニーズが高いものの、輸送や倉庫の整備などに課題があり、活用が進んでいませんでした。そこで、規格に合わない商品といった、食べられるのに廃棄されていた冷凍・冷蔵のロス食品を食品会社から寄附頂き、中核的フードバンクの協力の下、冷凍倉庫や地域の拠点を活用した冷凍輸送網を構築し、県内幅広い地域のこども食堂などに提供できるようになりました。このために拠点を増設した中核的フードバンクに対しては、売上げ連動型寄附の未来応援、アクションによる寄附金を輸送の費用に充てていただいております。協力いただける食品会社も増えてきておりまして、肉ですとか冷凍フライをはじめ、本年度は新たにヨーグルトですとか総菜といった寄附を頂いたところです。また、2024年8月からは、まだ食べられるのに廃棄していた野菜をスーパーマーケットであるエコープの協力を得て、地域のこども食堂に直接提供する仕組みづくりを行い、食品ロスの削減につなげております。

◆おだ幸子委員

フローズンネットワークについては、NHKでも取り上げられたり、実際にこども食堂を利用されているお子さんや親御さんから、お肉がいっぱい入ったカレーが食べられてうれしいという声を頂いたりとか、そういうことも伺っておりますので、本当によかったなと思っております。一方で、冷凍食品をフードバンクからこども食堂などに届けるための冷凍車がなくて困っているというような御相談も頂いております。公的制度だけでは支え切れない人のために、民間の食のセーフティネットとして奮闘されているフードバンクの中には、ヒト・モノ・カネの面で苦勞しているところも多いのが現状です。県としてどのように支援していくのかお伺いします。

◎資源循環推進課副課長

食品関連事業者などから発生する未利用食品やフードドライブ活動によって集まった食品をフードバンク団体に提供していただくことは、フードバンク活動への支援にもつながることから、県としましてもホームページなどを活用して積極的に働きかけを行っております。また、フードバンク団体への支援拡充のため、活動に必要な人員や資金の確保、寄附食品の物流などの運営全般を広く支援するための措置を講じるように、国に対して毎年度要望のほうを行っております。

◆おだ幸子委員

国への要望もしていただいているということで、ただ、なかなか実現をしていないのが現状でございますので、今フードバンクの方から本当に厳しいんだというお声を聞きますので、県としても何かできないか、ぜひ御検討をお願いいたします。

続きまして、食品ロスの削減には県民の意識改革も欠かせませんが、効果的な施策を行うためには、その意識の変化を定量的に把握することが重要です。県民意識の変化を定量的に把握するための調査設計はどのようにされているのでしょうか。

◎資源循環推進課副課長

県では、食品ロスに対する県民意識を把握し、その結果を施策に反映させるため、県民ニーズ調査におきまして、食べ残しや買い過ぎなどに気をつけているかという設問を設けております。最新のデータである2024年度における県民ニーズ調査の結果によりますと、食べ残しや買い過ぎなどに気をつけていると回答した人の割合は約43%となっております。

◆おだ幸子委員

食品ロスについて最後ですが、災害時の備蓄食料、県のものだったり企業さんのものだったり、この有効活用と食品ロス削減を両立させるための対策はどうなっているのでしょうか。

◎資源循環推進課副課長

県では、家庭における災害時用備蓄食料の有効活用の手法としまして、ふだんから少し多めに食材・加工品を買っておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料を家に備蓄しておく方法としてローリングストック法を推奨し、県ホームページで啓発を行っております。また、産業廃棄物を多量に排出する事業者を対象に実施する説明会などにおいて、企業が保有する災害時の備蓄食料について、賞味期限切れで廃棄してしまう前にフードバンク団体へ寄附していただくよう呼びかけを行っております。

◆おだ幸子委員

実際に企業様から相談を頂いたりもしますので、ぜひつなぐという役割を県に果たしていただければと思います。

要望を申し上げます。

資源循環型社会の構築は、環境負荷の低減とともに、地域経済の活性化や県民生活の質の向上にもつながる極めて重要な課題です。県の積極的な支援により、事業者、県民との協働による取組を一層加速させていただくよう要望いたします。

続きまして、災害時の石綿対策についてお伺いいたします。

先ほど先行会派でも石綿について取り上げられておりましたが、私からは災害時の石綿対策について何点かお伺いいたします。

まず初めに、委員会資料の15ページに、災害時の石綿飛散防止のために2021年の県条例を改正し、建築物の所有者等に対する石綿調査の努力義務規定を追加したとありますが、改正に至った背景を伺います。

◎環境課長

大規模地震などの災害時には、建物倒壊による石綿の露出や多数の被災建物の解体などにより、平時以上に石綿の飛散のリスクが高まります。また、令和2年には大気汚染防止法が改正され、地方自治体の責務として、災害時に備えて平時から建物の所有者等による石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しする責務が新設されました。このような背景を踏まえまして、災害で倒壊した建物などからの石綿の飛散を防止することを目的に、令和3年に神奈川県生活環境の保全等に関する条例を改正し、建物の所有者等に対する石綿調査の努力義務規定を追加したところでございます。

◆おだ幸子委員

続きまして、建築物石綿含有建材調査者派遣事業について、具体的にどのような建物を対象に、どのような調査を行っているのかお伺いします。

◎環境課長

延床面積が1,000平米以上の大規模な民間建築物につきましては、国土交通省の主導により調査がほぼ完了しておりますので、本事業では、延床面積1,000平米未満の比較的小規模な民間建築物を対象とし、また、飛散性の高い吹きつけ石綿、いわゆるレベル1とレベル2の石綿が使用されている可能性の高い鉄骨造や鉄筋コンクリート造の建築物を調査対象としております。調査につきましては、石綿調査に係る法定の有資格者を派遣し、石綿が使用されている可能性が高い箇所を特定するとともに、最大2検体まで無料で試料を採取して分析を行うものとしております。

◆おだ幸子委員

2検体まで無料ということですね。ぜひ使っていただきたいと思うんですが、本事業を広く活用してもらうために、対象者への周知はどのように行っておら

れるんでしょうか。

◎環境課長

本事業の対象者への周知につきましては、年度ごとに重点的に周知を行う地域を設定し、市町から提供を受けた課税台帳や法務局から入手した登記簿情報から対象建築物を抽出して、対象建築物の所有者に個別に案内を郵送して周知を行っております。

◆おだ幸子委員

それでは、この事業ですが、予算に対してどの程度の申込みがあるのか、また、事業実施上の課題ですとか今後の対応について伺います。

◎環境課長

令和6年度の調査件数につきましては、当初の想定件数12件に対して13件の申込みがございましたが、低価格で落札されたということがございまして、結果的に本事業に係る予算の執行率は5割程度でございました。本事業の実施に当たりましては、対象建築物の所有者に対しては個別に周知を行っておりますが、周知件数に対して申込件数は数%にとどまっているということから、本事業のメリットが十分に伝わっていない可能性も課題として考えております。そのため、今後の周知に際しましては、本事業によるメリット、例えば建物解体時やリフォームの際には、法により石綿調査は義務となっているため、この事業を活用して事前に把握したほうがお得だと、そういうメリットを強調するなど、周知において今後工夫を図っていきたいと考えております。

◆おだ幸子委員

お得ということで、よく分かりました。

それでは、実際に大規模な地震災害が起こった際に、環境部局として石綿の飛散に対してどのような対応をされるんでしょうか。

◎環境課長

県では、令和3年に災害時における石綿の飛散や有害化学物質の流出への対応について規定した業務マニュアルを策定し、関係機関と共有しております。大規模地震発生時には、このマニュアルに基づきまして、避難所周辺であるとか倒壊建物が集中した区域、飛散性の高い吹きつけ石綿が使用された建物など、優先順位が高い場所で環境調査を実施し、仮に石綿濃度が高かった場合には、市町村などと連携して住民への注意喚起を行い、健康被害の未然防止につなげることであります。環境調査につきましては、本県の環境科学センターのほか、一般社団法人神奈川県環境計量協議会との災害時の協定に基づき、民間事業者とも連携して実施することとしております。また、神奈川県環境計量協議会との協定を実効性のあるものとするため、今年度、同協議会と共同で図上訓練を実施する予定としております。

◆おだ幸子委員

石綿は本当に目にも見えませんし、すぐに健康被害も出ませんので、何かあったときの周知というのが大事かと思いますので、そこは改めてよろしく願います。

最後に、災害時における石綿の飛散防止対策を進めていくため、今後県としてどんなふうに取り組んでいくのかお伺いします。

◎環境課長

災害時における石綿の飛散防止対策を進めていくため、特に中小規模の民間施設について、石綿調査が進んでいないことが課題となっておりますので、引き続き建築物石綿含有建材調査者派遣事業を通じて、平時における石綿調査を促進してまいります。また、法においても、県条例と同様に、平時における石綿調査の努力義務規定や石綿調査に対する助成制度を設けるよう、引き続き国に対しても要望を行ってまいります。さらに、大規模災害時を想定した訓練を実施するなど、平時から関係機関との情報共有を図るとともに、連携を強化してまいります。

◆おだ幸子委員

では、最後に要望を申し上げます。

大規模災害時には、人命救助やライフラインの復旧が優先される一方で、石綿については、飛散しても目に見えず、また、健康被害がすぐに出ないということもありますので、対応が後回しになる可能性が高いと考えています。住民・作業員・ボランティア等関連する人々を健康被害から守るためにも、石綿飛散リスクの高い倒壊建物の把握、適切なモニタリングの実施、平時からの建物情報の整備と訓練の定期実施を通じて、災害時の備えを強化していただくよう要望いたします。

◎資源循環推進課副課長

先ほどのおだ委員の質疑におきまして、フードバンク団体への取組について質疑いただいた内容で、誤った答弁をしてしまいましたので、訂正させていただきます。

答弁の中で、フードバンク活動によって集まった食品をフードバンク団体に提供と申し上げたのですが、正しくは、フードドライブ活動によって集まった食品をフードバンク団体に提供するというのが正しい答弁でございました。申し訳ございませんでした。〔訂正済〕